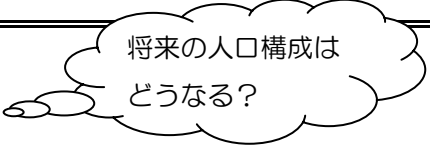
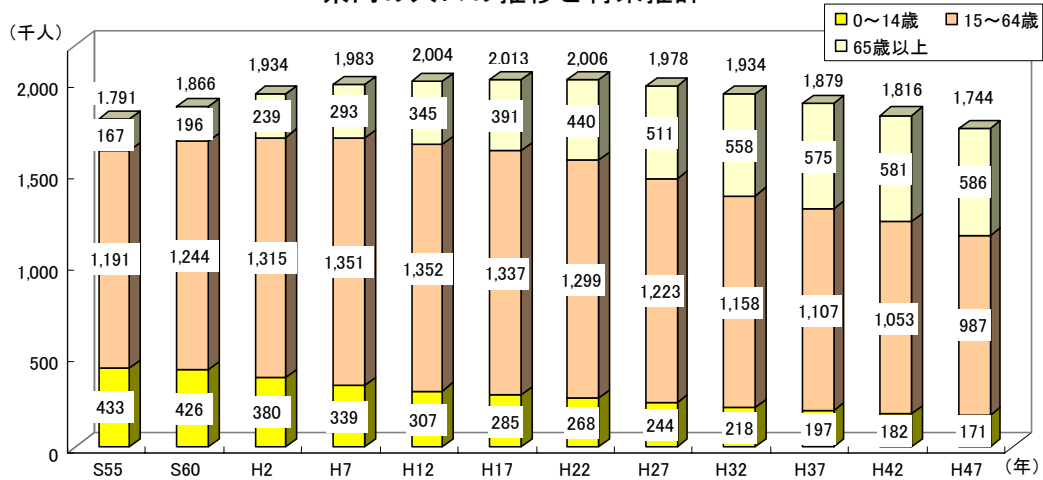


# 1 地域社会の状況



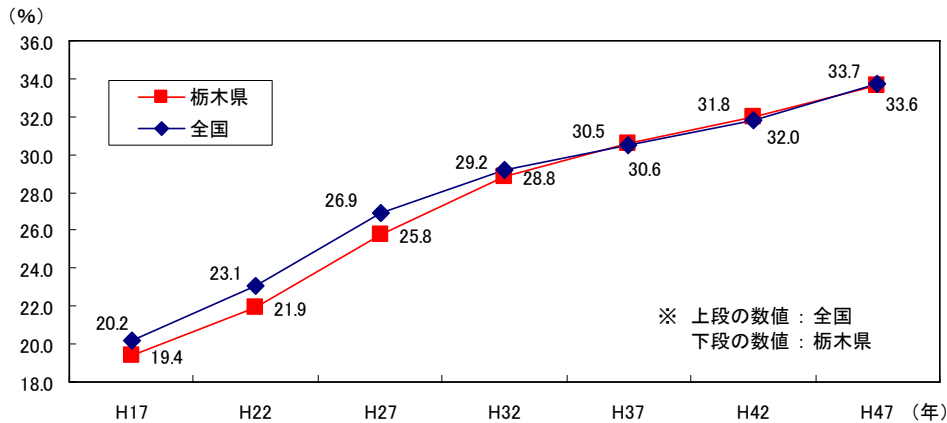
- 県内の総人口は、平成17年をピークに減少傾向にある一方で、今後も65歳以上の高齢者人口の増加が続くため、高齢者人口の割合は、さらに上昇を続けていくことが予想されます。平成27年には約4人に1人、平成47年には約3人に1人が65歳以上になり、現役世代の負担がますます重くなるものと予想されています。

県内の人口の推移と将来推計



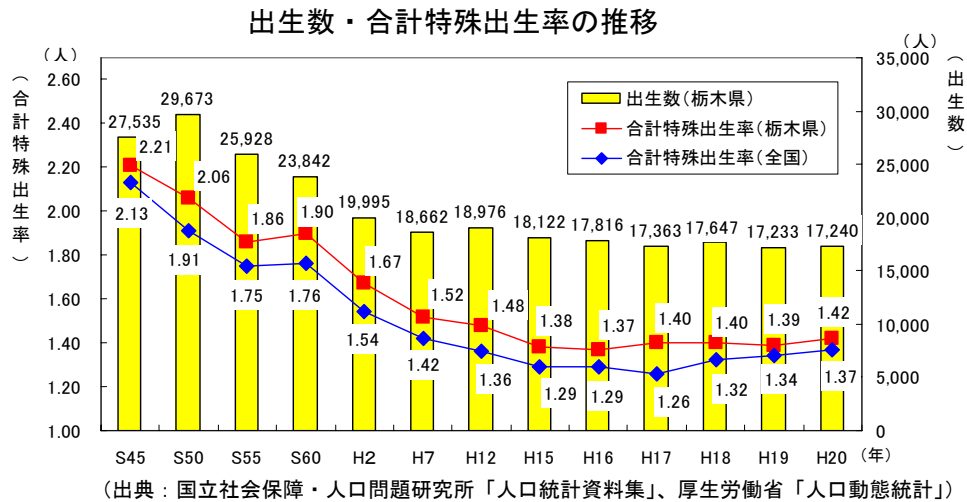
(出典：平成17年以前 総務省統計局「国勢調査」  
平成22年以降 国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計」(平成19年5月推計))  
※ 年齢不詳は含まない。

高齢者(65歳以上)人口割合の将来推計

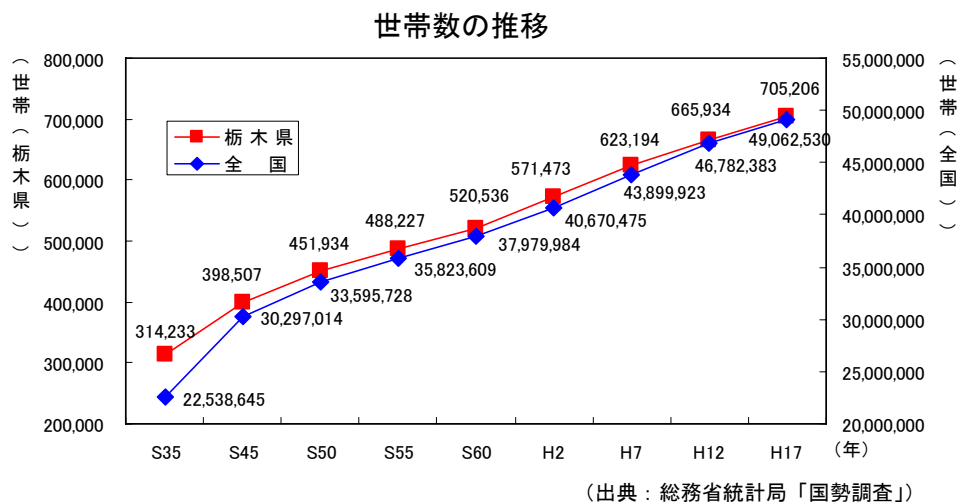


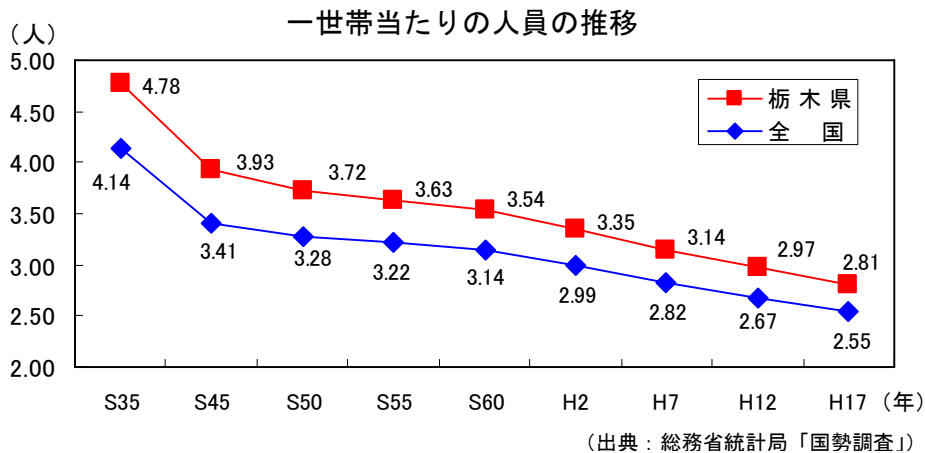
(出典：国立社会保障・人口問題研究所「日本の都道府県別将来人口推計」(平成19年5月推計))

- 合計特殊出生率（一人の女性が一生に生む子どもの数に相当）は、長期的に人口を維持できる水準（2.07 程度）を遙かに下回っており、一段と少子化が進行しています。少子化の進行は、将来的な労働力人口（15～65歳）の減少につながり、社会の活力が減退することが懸念されています。



- 世帯数は、県内、全国ともに増加しています。県内における人口と世帯数を昭和55年と平成17年で比較すると、人口が約1.12倍に増加しているのに対し、世帯数は1.44倍に増加しています。それに伴い、1世帯当たりの人員数は、昭和55年の3.63人に対し、平成17年は2.81人まで減少しています。

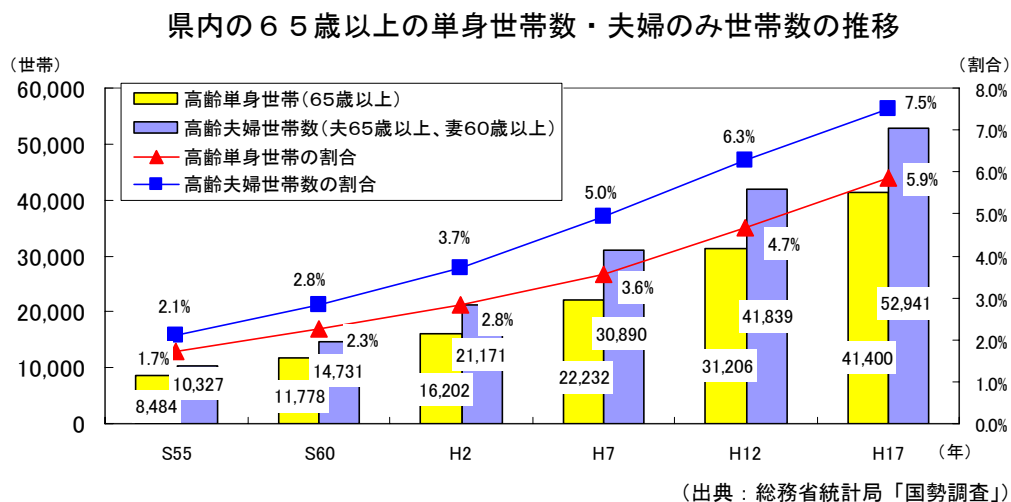




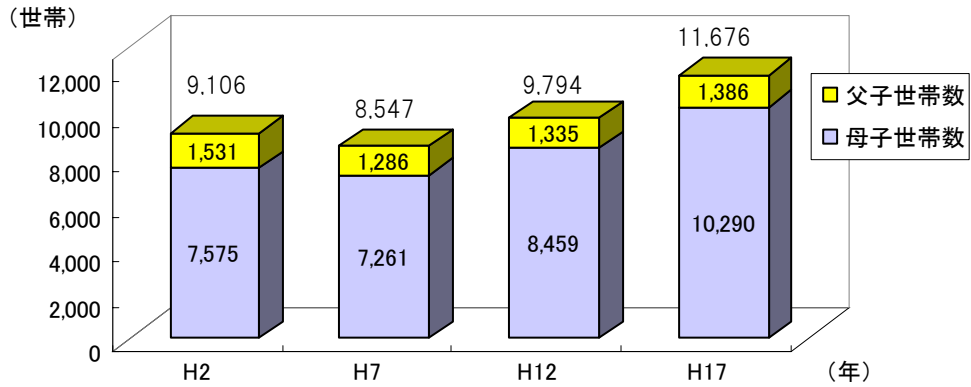
- 県内の高齢単身世帯数・夫婦のみ世帯数も世帯数全体と同様に増加しています。昭和55年と平成17年を比較すると、高齢単身世帯数は約4.88倍、高齢夫婦のみ世帯数は約5.13倍に増加しています。全世帯に占める割合も、高齢単身世帯は1.7%から5.9%、高齢夫婦のみ世帯は2.1%から7.5%へと増加しています。

また、県内のひとり親世帯数も増加しており、平成2年と平成17年を比較すると、1.28倍に増えています。

このように、世帯数の増加や一世帯当たりの人員の減少という状況は、家族構成の変容を伴いながら、地域での支え合いや支援を必要とする世帯の増加につながっていることが窺えます。



県内のひとり親世帯数の推移



(出典：総務省統計局「国勢調査」)



- 県内の介護保険制度における要支援・要介護認定者数については、制度が開始された平成12年と平成20年を比較すると約2.13倍に増えています。

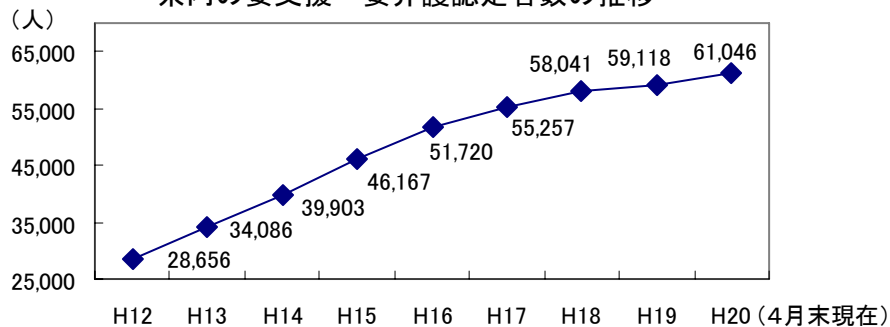
また、県内の身体障害者手帳の交付者数は、平成17年からやや増加傾向にあり、その障害別内訳を見ると、視覚、聴覚の障害が減少傾向、音声、肢体の障害がほぼ横ばいであるのに対し、内部障害が少しずつ増加しています。

県内の療育手帳交付者数は、最重度知的障害から軽度知的障害まで、すべての障害の程度において少しずつ増加しています。

県内の精神障害者保健福祉手帳交付者数は、平成17年まで右肩上がり大きく増加し、その後なだらかな増加傾向が続いています。

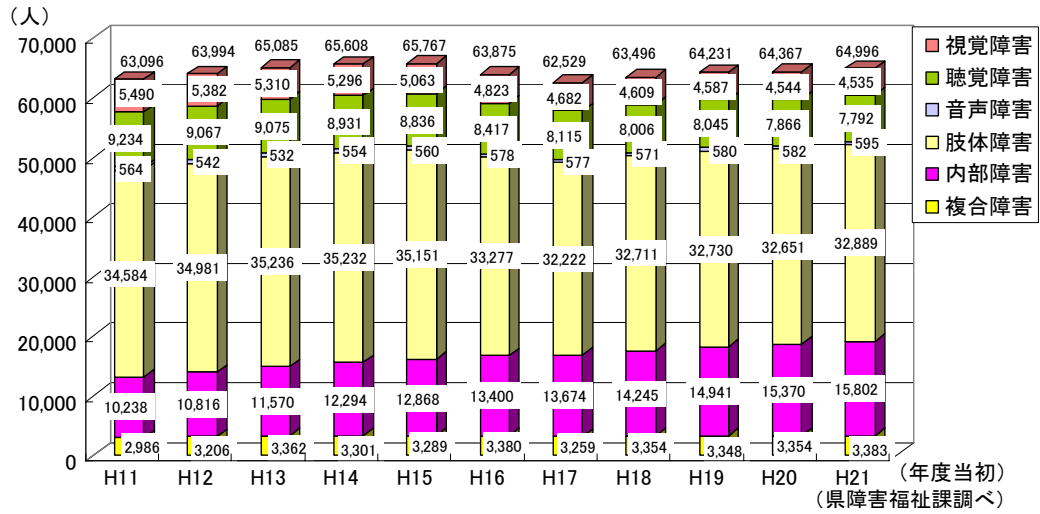
このように、地域における支え合いや支援を必要とする人達が着実に増えている傾向にあります。

県内の要支援・要介護認定者数の推移

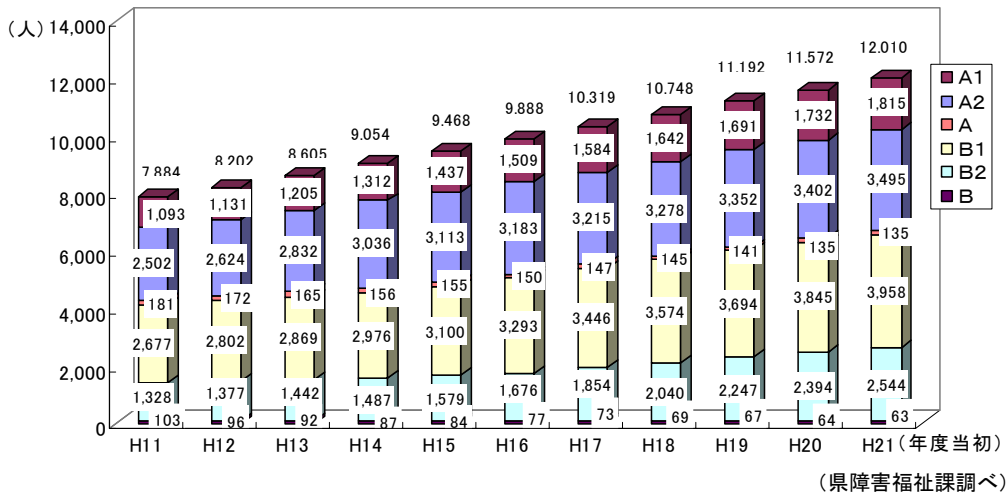


(出典：厚生労働省「介護保険事業状況報告」)

県内の身体障害者手帳の交付者数の推移

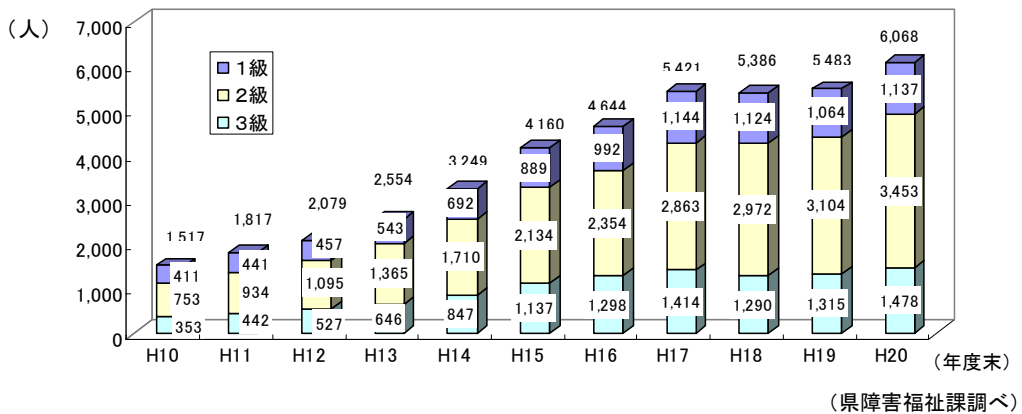


県内の療育手帳（知的障害者）の交付者数の推移



※ 障害の程度（重い順に）・・・重度A1、A2、軽度B1、B2  
 なお、障害程度は、昭和54年度に「A・B」の2段階から「A1、A2、B1、B2」の4段階に細分化されました。

県内の精神障害者保健福祉手帳の交付者数の推移





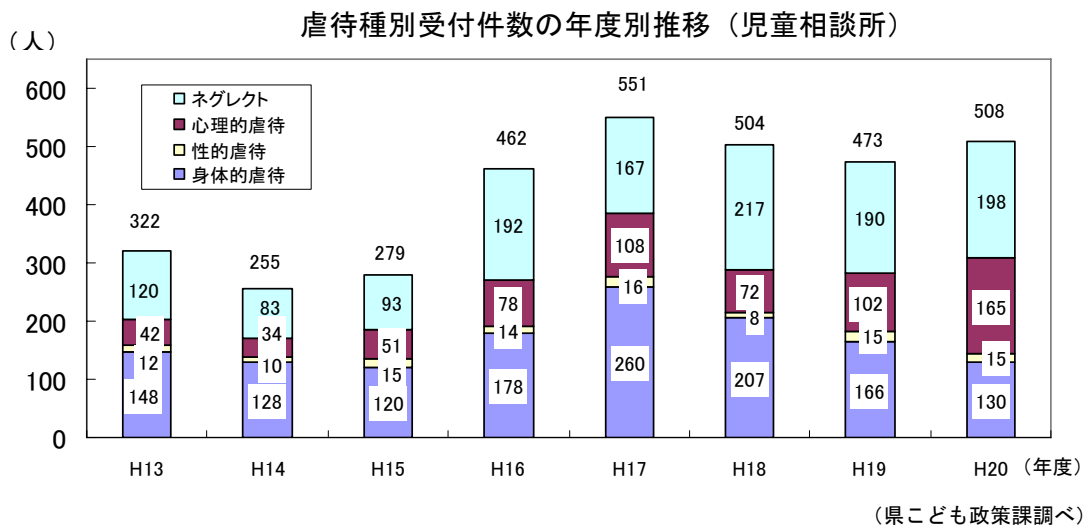
- 県内の児童虐待の受付件数（児童相談所）は、平成17年度をピークにほぼ横ばいという高止まりの状態にあります。近年、身体的虐待に代わり、ネグレクト（監護の怠慢や拒否）が最も多くなっており、また、心理的虐待が増加傾向にあります。

一方、県内の高齢者虐待件数は、平成18年の高齢者虐待防止法施行以降、増加傾向にあります。内訳では、身体的虐待が最も多くなっています。

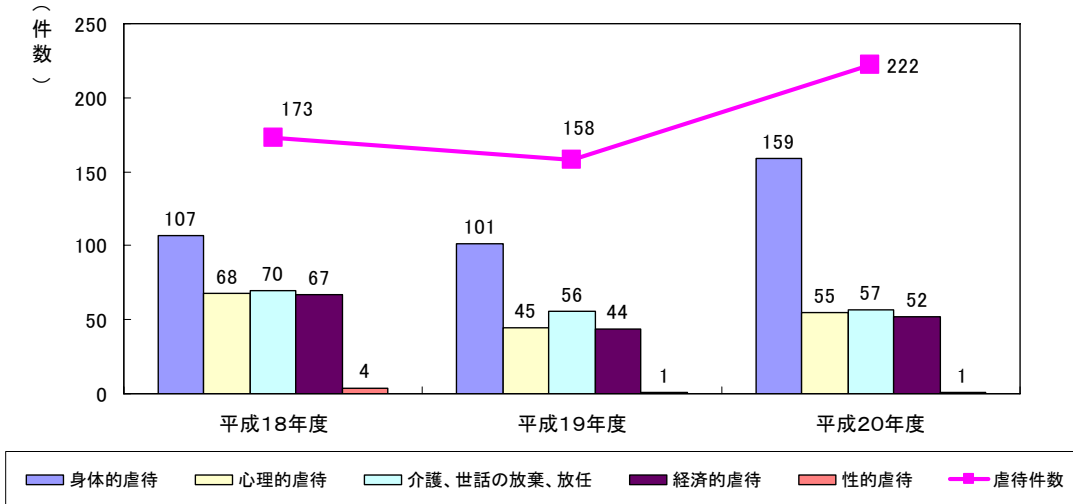
県内における配偶者からの暴力、いわゆるドメスティックバイオレンス（DV）については、配偶者暴力相談支援センターにおいて、防止に向けた啓発や被害者支援を行っており、平成14年度から婦人相談所が、平成16年度からはとちぎ男女共同参画センター（パルティ）もその機能を担っています。また、平成20年度には宇都宮市にも配偶者暴力相談支援センターが設置されました。

配偶者暴力相談支援センターにおける相談受付件数及び婦人相談所における一時保護件数は、年度によってばらつきはありますが、概ね増加の傾向にあります。

これらの虐待は主に家庭の中で起こるため、外部から発見しづらいところに問題があります。



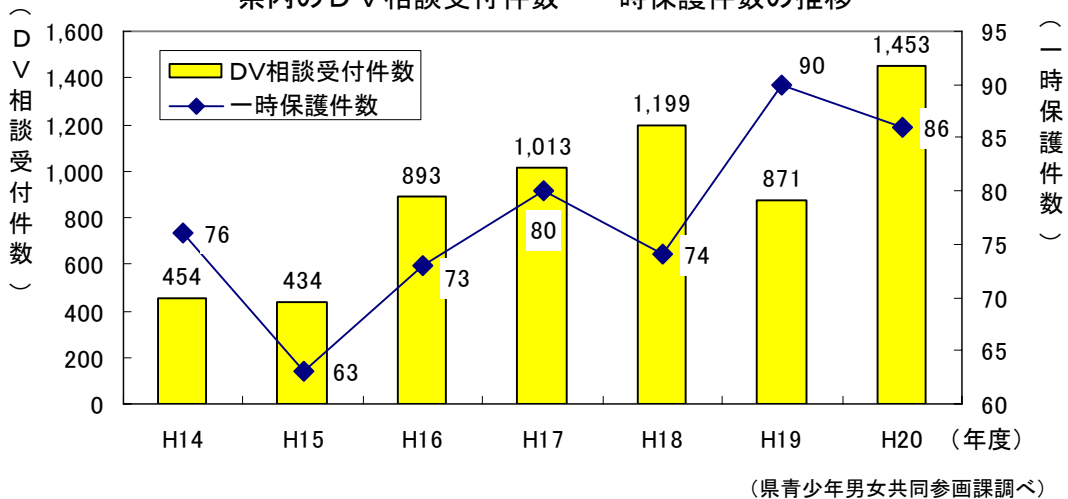
県内の高齢者虐待件数の推移



※ 重複回答があるため、虐待件数と虐待内訳は一致しない。

(県高齢対策課調べ)

県内のDV相談受付件数・一時保護件数の推移

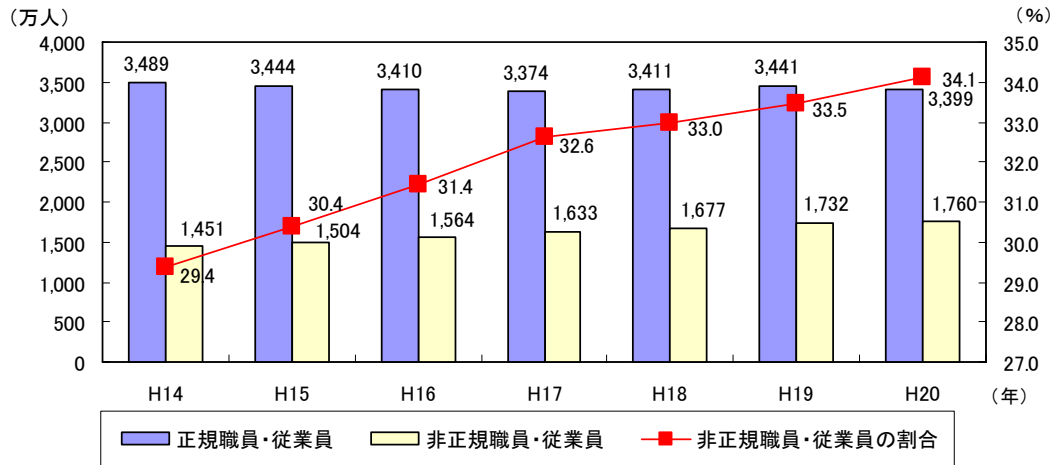


(県青少年男女共同参画課調べ)



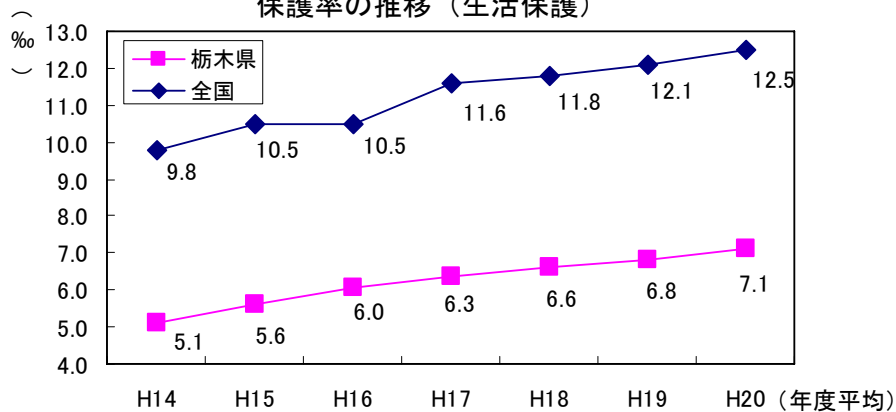
- 景気の低迷などの影響もあり、正規職員・従業員が減少し、非正規職員・従業員の割合が増加しています。さらに、平成20年の世界的不況以降、急速に景気が悪化し、非正規職員・従業員の解雇が問題となっています。このことが生活保護世帯増加の一つの要因となっており、今後の雇用情勢や生活状況の悪化が危惧されています。

全国の正規職員・従業員及び非正規職員・従業員の推移



(出典：総務省統計局「労働力調査」)

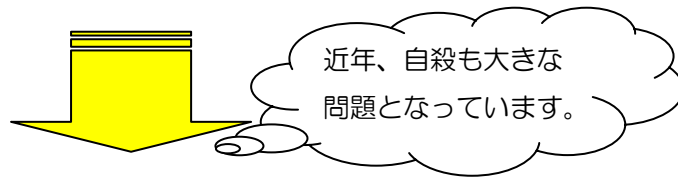
保護率の推移 (生活保護)



(県医事厚生課調べ)

※ 保護率とは、生活保護法における被保護者の割合のことで、人口1,000人に対するパーミルで表される。

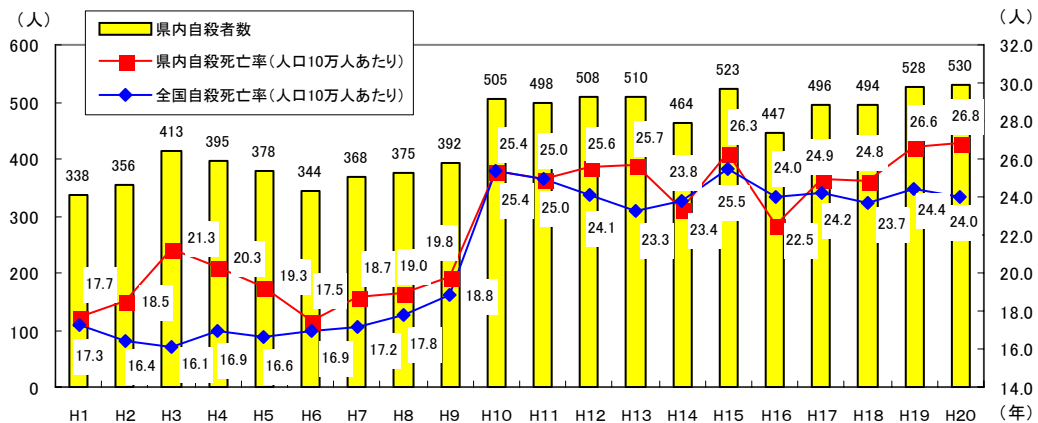




- 県内の自殺者数は、平成9年までは年間300～400人でしたが、平成10年からは毎年500人前後の状態が続いており、平成21年には600人を超えたと速報されました。平成9年から10年にかけては、全国的に大手金融機関の破綻が相次ぎ、雇用・経済環境が急速に悪化した時期であり、現在も改善されない状況にあります。

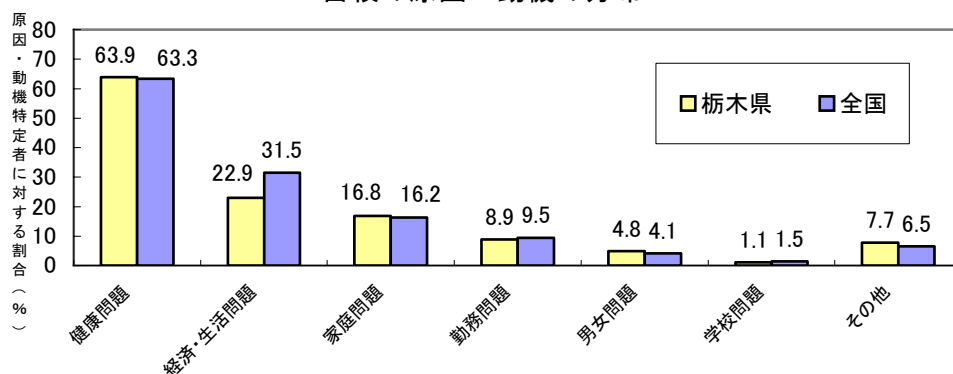
自殺の原因としては、全国と同様に、健康問題、経済・生活問題、家庭問題の順となっています。

### 県内の自殺者数の推移



(出典：厚生労働省「人口動態統計」)

### 自殺の原因・動機の分布



※ 1件の自殺に対して最大3つまでの原因・動機を計上しているため、合計は100%を超える。

(出典：警察データ (2007年))

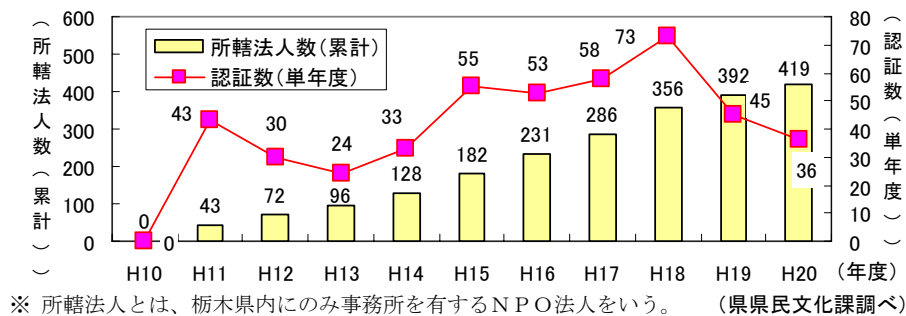


- 平成10年12月に特定非営利活動促進法（NPO法）が施行されて以来、認証された特定非営利活動法人（NPO法人）は年々増加しており、県内で認証されているNPO法人は平成20年度で419法人になっています。

これらの法人は、法律に基づく17の分野において、不特定かつ多数の者の利益の増進に寄与することを目的に活動しています。特に「保健、医療又は福祉の増進を図る活動」を行うところが270法人と最も多くなっており、地域福祉推進の担い手として期待されています。

また、県では、平成15年度に開設した「とちぎボランティアNPOセンター（ぽぼら）」において、NPO、ボランティア等の社会貢献活動を支援しています。

栃木県及び県内市町認証NPO法人数の推移



平成20年度	特定非営利活動の種類（複数回答）	（法人数）
1	保健、医療又は福祉の増進を図る活動	270
2	社会教育の推進を図る活動	152
3	まちづくりの推進を図る活動	144
4	学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動	103
5	環境の保全を図る活動	103
6	災害救助活動	20
7	地域安全活動	32
8	人権の擁護又は平和の推進を図る活動	54
9	国際協力の活動	59
10	男女共同参画社会の形成の促進を図る活動	33
11	子どもの健全育成を図る活動	165
12	情報化社会の発展を図る活動	21
13	科学技術の振興を図る活動	6
14	経済活動の活性化を図る活動	46
15	職業能力の開発又は雇用機会の拡充を支援	54
16	消費者の保護を図る活動	12
17	団体の運営又は連絡、助言又は援助の活動	98

（県県民文化課調べ（平成21年3月末日現在））